

幼児児童生徒が新型コロナウイルス感染者等になった場合について

これらの対応は、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。

お子様（本人）が、以下のような状況になったら、必ず学校・幼稚園に連絡をしてください。

| 状 況 | 該当者 | | 登校園 | 登校園について (登校園できない場合でも欠席扱いとはなりません) |
|---------------------------------------|-----|------|-----|---|
| | 本人 | 同居家族 | | |
| ①感染者になった場合 | ◆ | | × | 医師や保健所の指示により登校園可能(治癒)となるまでの間、登校園できません。 |
| ②発熱等の風邪の症状がみられる場合 (ワクチン接種後の発熱等も同様) | ◆ | | × | 症状がなくなるまで登校園できません。 |
| | | ◆ | ○ | 登校園できます。 |
| ③発熱等の風邪の症状により検査をする場合 | ◆ | | × | 検査結果(陰性)が出るまでの間、登校園できません。 |
| | | ◆ | ○ | 登校園できます。 |
| ④濃厚接触者になった場合 | ◆ | | × | 感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から5日間、登校園できません。 〔ただし、2日目及び3日目に抗原定性検査キットで陰性が確認できた場合、3日目から登校園できます(詳細は、別紙「濃厚接触者について」(神戸市保健所作成)参照)。〕 |
| | | ◆ | ○ | 登校園できます。 |
| ⑤けが等で入院するために検査をする場合 | | ◆ | ○ | 登校園できます。 |

※「検査」とは、PCR検査・抗原検査のことです。

※あくまで原則であり、場合によっては適用されないこともあります。

※これ以外の場合は、学校園にお問い合わせください。

児童生徒等やその家族に基礎疾患があったり同居家族に高齢者がいる場合、または感染の不安を理由に登校園していない場合など、配慮すべき事情がある場合には、学校園にご相談ください。

濃厚接触者について

濃厚接触者とは、患者の発症日2日前から陽性判断されるまでの間に「マスクなし」で「1m以内」の距離で「15分以上の会話があった」方です。

- ・ **1日2回、体温を測って**健康状態を確認してください。発熱や咳等の症状が見られる場合は、主治医にご相談の上、医療機関を受診してください。
- ・ 不要不急の外出は控えてください。医療機関への通院や食料品等の買い出し等でやむを得ず外出する場合、公共交通機関の利用は避けてください。

| 同居家族の接触状況 | 濃厚接触者 | 対策 |
|---|-------|--|
| 感染者と生活（飲食、入浴、就寝等）を共にする | 該当 | 住居内で感染対策を行った日を0日として、5日間の自宅待機（6日目に待機解除） |
| 感染対策をすでに徹底していた ・家庭内で患者と生活空間を分ける ・トイレや風呂の消毒と換気 ・室内でのマスクの着用等 | 該当なし | 自宅待機なし |

自宅待機期間

| 開始日 0日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 解除日 6日 |
|-----------|------------------------------|----|----|----|----|-----------|
| 月 日 | 自宅待機期間5日間 症状が出れば発症日から10日間 | | | | | 月 日 |

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者自宅待機期間の取り扱いについて (令和4年7月22日厚労省通知より)

【同居の濃厚接触者について】

- ①待機期間は、感染者との最終接触日から原則5日間（6日目解除）です。
- ②感染者との最終接触日から2・3日目に抗原定性検査キットで陰性が確認できた場合、3日目から待機の解除が可能となりました。その場合でも、感染者との最終接触日から7日目までは、検温などご自身による健康状態の確認を行ってください。あわせて感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用する等の感染対策を継続してください。

【注意事項】

- ①抗原定性検査キットは、自費検査となります。国において薬事承認されているものを必ず用いてください。
- ②2回の陰性確認が出来た場合、出勤の可否については、勤務先へご相談下さい。
- ③自宅待機解除の判断を個別に保健所へ確認する必要はありません。
- ④検査キットを用いて検査し、陽性となった場合は主治医に相談するか、神戸市ホームページ「検査キットや無料検査センター等で陽性判定となった方」で検索してください。ご不明の場合は、自宅療養フォローアップセンターへご相談ください。